



豊島区は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

緊急事態宣言延長に伴う区立施設等の対応方針

政府は、9月12日までを期限として東京都に発令している緊急事態宣言を9月30日まで延長する旨を決定しました。

感染状況は、8月中旬のピーク時より減少傾向にありますが、新規感染者や重症者数、自宅療養者数は依然として高い水準で推移しており、保健所業務及び医療提供体制は予断を許さない状況です。

東京都では、感染拡大を抑えるため、不要不急の外出自粛、飲食店への酒類提供停止や営業時間短縮、イベントの開催制限等を引き続き要請しています。

豊島区においても、東京都の方針を踏まえつつ、今後も感染防止対策を徹底し地域コミュニティを維持するため、下記のとおり区立施設等を運営してまいります。

記

- 1 区立施設等の運営については、国の基本的対処方針および東京都の対応方針に準拠することを基本とする。なお、施設の開館時間及び会議室等の夜間枠利用は、原則午後8時までとする。
- 2 区主催のイベント等については、飲食を伴うもの、複数人が大声を出すなど飛沫が拡散する活動の自粛など「感染防止対策の徹底」と、国の基本的対処方針および東京都の対応方針に基づく「収容率と人数の制限」を講じたうえで実施する。
- 3 施設の開館時間短縮期間中における休館やイベント中止による使用料、参加費等は利用者へ返還することとする。また、参加者から感染防止のためキャンセルの申し出があった場合は、原則として返還し、キャンセル料等は徴収しないこととする。
- 4 再延長に伴う感染防止対策強化の一環とし、緊急事態宣言解除まで区指定喫煙所は閉鎖する。
- 5 本方針については、今後、感染状況や医療提供体制等を踏まえ、必要に応じ変更する。